

新幹線プレス

2012年4月25日 No.45

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

サービス労働の強要はやめよ！労働基準法違反をやめろ！

新幹線地本は、運輸所におけるサービス労働の強要や年休失効問題に対して明らかに労働協約の違反であり、年休や超勤に及んでは労働基準法の違反まで犯している現状の問題点について申し入れました。

乗務員のみなさん！働くものの権利を共に声を出して守りましょう！

地本は、4月18日新幹線鉄道事業本部へ申し入れをしました。〈以下内容〉

労働時間、休日及び休暇に関する団体交渉の申し入れ

1. 乗務員の準備時間が足りない現状を改善すること。具体的には、出勤点呼を受けたときから労働時間とすること。さらに、1時間前出勤の強要をやめること。
2. 超過勤務について
 - (1) 業務上で発生する超勤について所定に払うこと。
 - (2) ダイヤ乱れなど遅延が発生した場合、明けで自所待機が命じられている。その場合に、現行行路に待機時間を加算しているが一回退出点呼を取ること。その後は、新たな別枠の超勤にすること。
3. (略)
4. 年休について
 - (1) 年休を請求しても常態的に時季変更権を行使している状況を解消すること。有給の主旨からすると、常態的に時季変更権を行使している状態は労働基準法に照らして違反と考えるが、会社の見解を明らかにすること。
 - (2) 常態的に時季変更権を行使している理由について明らかにすること。また、事業の正常な運営を妨げることになる場合とは、どのような場合なのか明らかにすること。
 - (3) 年休発給に年単位の線密な計画が必要と考えるがどのように考えるのか。また、予備が代替してもまだ余裕が出る人員配置が必要だと考えるがどうか。さらに、予備勤務者がこれだけ「はり付け」られているにも拘わらず、年休が取得できないのは基準人員が足りないということではないのか。会社の考えを明らかにすること。
 - (4) 時季変更権を行使する場合は、本人に通知が必要と考えるが会社の考えを明らかにすること。まして5日前勤務確定で年休が入らなければ時季変更だという根拠について明らかにすること。
 - (5) 年休を請求して時季変更権を行使する場合に、申し込んだ年休日は他の日に与えなければならないと思うが、時季変更権を行使して申し込んだ年休日の扱いはどのように処理しているのか明らかにすること。